

平成28年度における子ども・子育て支援の主な取組みについて

基本理念 1 質の高い教育・保育の提供

保護者の就労状況や家族の状況その他の事情にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境を整備します。

■ 多子世帯の保育料負担軽減 [拡大 (一部は市単独補助)]

子どもが2人以上いる世帯のうち、年収360万円未満相当の低所得世帯について、第1子に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子無料化を完全実施（現在は1号が小3まで、2・3号が就学前までの子どもを第1子にカウント）。

なお、第3子以降の保育料無料化については、市単独事業として平成21年度から国に先行して実施しており、第1子の対象年齢を18歳まで拡大するとともに、所得制限も設けていないため、より多くの家庭について負担軽減を図っている。

■ ひとり親世帯等の保育料負担軽減 [拡大]

ひとり親世帯や在宅障害児がいる世帯などのうち、年収360万円未満相当の低所得世帯について、第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化する。

■ チーム保育加算の実施 [拡大]

新たに給付費に設けられている「チーム保育加算」を活用し、副担任等の配置や少人学級の編成などの配置改善に取り組む。なお、現在は幼稚園及び認定こども園のみが加算対象であるが、次年度から一定基準を満たした保育所にも対象を拡大。

■ 3歳児配置改善の実施

3歳児に係る教育・保育従事者の配置改善を図るため、新たに給付費に設けられている「3歳児配置改善加算」を活用し、15:1の配置を実現する（基本配置は20:1）。

■ 4・5歳児配置改善の実施 [新規 (市単独補助)]

4・5歳児に係る教育・保育従事者の配置改善を図るため、「保育従事者配置改善費補助金」を交付し、25:1の配置を実現する（基本配置は30:1）。

■ 食育の推進

保育園や認定こども園における食育の取組みを進めるため、新たに給付費に設けられている「栄養管理加算」を活用し、栄養士を活用した献立づくりやアレルギー対応、食育の推進などに年間を通して取り組む。

■ 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実（市単独補助）

各教育・保育施設における特別な支援が必要な子どもの受入体制の充実を図るため、「特別支援教育・障害児保育推進補助金」を交付し、相談活動の実施や職員研修によるスキルアップ、受入れに必要な職員配置の充実などに取り組む。

■ 小学校への円滑な接続の支援

保育所や幼稚園、認定こども園から小学校への円滑な接続を支援するため、新たに給付費に設けられている「小学校接続加算」を活用し、小学校との交流活動の実施や円滑な接続を見据えた就学前カリキュラムの編成などに取り組む。

基本理念2 保育の量的拡大・確保

特に乳児期における潜在的保育ニーズが高い状況を踏まえ、保育の量的拡大・確保を図ることにより待機児童問題を解消します。

■ 認定こども園の普及促進【新規】

保育の量的拡大及び認定こども園の普及促進を図るため、既存施設の認定こども園への移行及び新設に取り組む。

[既存施設からの移行]

施設名：(仮称) 若松認定こども園

設置者：社会福祉法人若松保育園

開設予定地：徳島市名東町1丁目110番地の1

開設年月日：平成29年4月1日（予定）

[新設]

施設名：(仮称) あさがお認定こども園

設置者：社会福祉法人あさがお福祉会

開設予定地：徳島市沖浜東2丁目46、48

開設年月日：平成29年4月1日（予定）

■ 保育士等の給与改善

質の高い教育・保育の安定的な供給に向けて「長く働くことができる」職場を構築するため、職員給与の改善に向けた次の取組みを行う。

○ 公定価格の単価アップによる給与改善（平成25年度比：+3.9%）

国家公務員の給与改定に伴う公定価格の単価アップにより、教育・保育給付費の算定基礎となる保育士の平均賃金のアップを図る。

[保育士の平均賃金]

約356万円（平成25年度）→約370万円（平成27年度）

○ 処遇改善等加算による賃金改善（+3%）

確実な賃金改善を実施するため、教育・保育給付費の3%（キャリアアップの取組みを実施する施設は4%）分の加算を行い、賃金改善につなげる。

■ 保育士の確保【新規（国・県事業）】

保育士の不足を解消するため、国・県による以下の取組みが実施される。

○ 保育士修学資金貸付

保育士養成施設に通う学生に対して就学資金の一部を貸し付ける。なお、卒業後、5年間の実務従事により返還を免除する。

[貸付額] ・月額5万円以内（貸付期間は2年間を限度）

・貸付の初回に入学準備金として20万円以内、卒業時に就職準備金として20万円以内をそれぞれ加算

○ 保育補助者雇上支援 ～保育士の負担を軽減～

保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付メニューを創設し、保育士の負担を軽減する。なお、保育補助者が原則として3年以内に保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除する。

[貸付額] ・保育補助者に係る賃金（最高29万5千円/年）

・貸付期間は3年間が限度

○ 潜在保育士の再就職支援 ～就職準備金による掘り起し～

新たに潜在保育士が再就職する場合の就職準備金の貸付メニューを創設し、再就職を支援する。なお、再就職後、2年間の実務従事により返還を免除する。

[貸付額] ・就職準備金20万円（1回を限度）

基本理念3 地域の子ども・子育て支援の充実

妊娠・出産期から学童期まで切れ目なく、保護者に寄り添いながら相談や情報提供、学びの支援を行うとともに、子どもの健全な発達のための環境を整えます。

■ 利用者支援事業の実施

子ども施設課入所係に利用者支援窓口を設置し、保育所等への入所相談はもとより、入所ができなかった家庭に対するアフターフォローやその他子育て支援事業の案内などの利用者支援を実施する。

■ 在宅育児家庭相談室の開設

地域の身近な場所で育児の相談に応じたり、保護者同士の交流の場を提供したりする「地域子育て支援拠点」として、平成27年4月には丈六在宅育児家庭相談室を、さらに平成28年度には名東在宅育児家庭相談室を開設する。

[実施施設数] 8施設（平成27年度）→9施設（平成28年度）

■ 徳島市子ども・子育て支援ポータルサイト「こどもと．net」の充実

徳島市子ども・子育て支援ポータルサイト「こどもと．net」について、子ども・子育て支援の情報はもとより、結婚や妊娠・出産に関する特集記事の企画・編集など、発信内容のさらなる充実に取り組む。

■ 徳島市子育てガイドブック「さんぽ」の充実【拡大】

本市における子ども・子育て支援情報をまとめた冊子「さんぽ」について、徳島市子ども・子育て支援ポータルサイト「こどもと．net」と連動する形で大幅に誌面をリニューアルし、これまでの隔年度発行から毎年度発行に改めるなど、情報発信のさらなる充実に取り組む。

■ 一時預かり事業の実施【拡大】

認定こども園においては、入園児に対する教育・保育の提供のみならず、在宅育児家庭に対する子育て支援事業を実施することが求められているため、認定こども園を中心に一時預かり事業の実施施設を拡大する。

[実施施設数] 16施設（平成27年度）→19施設（平成28年度）

※ 前川乳児保育園が次年度から一時預かりを休止予定。

- [新規施設]
- 認定こども園めだかのこころ（新浜本町2丁目2-23）
 - 大原認定こども園（大原町中須51-1）
 - ゆめあい認定こども園（雑賀町西開4-3）
 - エクセレント南部こども園（大谷町大開16-1）

■ 病児保育事業の実施【拡大】

小学校修了までの子どもが病氣中や病氣の回復期にあつて、かつ保護者が就労している等の理由により家庭で保育ができないときに、子どもを一時的に預かる病児保育事業の実施施設を拡大する。

[実施施設数] 9施設（平成27年度）→10施設（平成28年度）

※ 実施施設数には広域協定に基づく市外施設を含む。

[新規施設] 施設名：(仮称) ひなたクリニック末広

設置者：医療法人ひなた

開設予定地：徳島市末広二丁目14-1

開設年月日：平成28年4月1日（予定）